

く、又此上のなまよみてふも、未乾弓の反るといひかけつること奈部にいふが如くて、只冠辭なれば此語も駿河に由ある語ならぬを思ひやるべきなり。

〔碩鼠漫筆七〕打縁流の發語追考附註 坏名義

今一説の僻按あり、此打ゆするよりつゞけたる意を、なほ熟稽ふるに、するがを陶汰る金ととりなしたるにはあらじか、金をかとのみも云ふべきは、する、と瀧ちゆく川をするがといなどと同じ、又俗語にも、兄君をあにきといへり、又故件信友の、駿河國名義考といふものには、駿河は響る處の義にて、駿河郷は富士川の岸なるべければ、さる郷名に負たりけむを、それが後に郡名になり、竟に國名とさへなれる云ふべし、猶末に全説をもしるしたるを見れば、義と云へるは信じがたし、響る川の義とは云ふべし、猶末に全説をもしるしたるを見れば、義金は、鍤石金山にて是を搗き碎きて水をかて、打陶汰り、樋に流してとるものなれば、此事須の汰金の解に、委曲ゆすがねと云ふべきなり、良玉集、八雲御鈔等に、ゆりがねとあるも同じにいふを見るべし、委曲ゆすがねと云ふべきなり、良玉集、八雲御鈔等に、ゆりがねとあるも同じ、萬葉集卷七二左に大海の磯もと由須理たつ波の云々、武烈天皇紀に、那爲我與釐據魔地震がゆり來ばなり、よりはゆりなり、是をもて打縁流とあるを見るべし、ゆするも、よするも、ゆるも、よるも、打ゆすると同語なる事を、了知すべし、もととはみな同語なるをや、か、れば打汰る汰る金とやうに、取なせるにやとは云へるにこそあれ、

位置
〔地勢提要乾〕各國經緯度附里程

駿河府中傳馬 極高三十四度五十八分半、經度東二度三十八分、從東都東海道 四十七里一町五間

〔日本經緯度實測〕北極出地

駿河 沼津 三五度〇六分〇〇秒 府中 三四度五八分三〇秒

吉原 三五度一〇分〇〇秒 藤枝 三四度五二分〇〇秒略 中

東西里差

山城 京 〇度〇〇分〇〇秒略 中